

平成 20 年度第 2 回  
紀の国森づくり基金運営委員会  
議 事 録

開催日時 : 平成 20 年 11 月 27 日 (木)  
13 時 00 分より

開催場所 : 自治会館  
3 F 304 会議室

# 平成 20 年度第 2 回紀の国森づくり基金

## 運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
  - (1) 平成 20 年度紀の国森づくり基金活用事業第 2 回公募事業の審査について
  - (2) 平成 21 年度予算関係及び公募の実施方法について
  - (3) その他
- 4 閉 会

### 出席委員

委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
計 6 名

### 県関係出席者

農林水産部長	下林 茂文
森林・林業局長	谷関 俊男
林業振興課長	澤野 誠
森林整備課長	辻 和信
山村振興課長	中尾 俊二
林業振興課副課長	原尻 和夫
総括課長補佐	岡田 和久
調整班長	畑中 一宏
主任	森川 直博

## 平成 20 年度第 2 回紀の国森づくり基金運営委員会

日時：平成 20 年 11 月 27 日（木）13：00 より

場所：和歌山県自治会館 3 F 304 会議室

議長

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱の第 7 条第 1 項に基づきまして、本日の議事録の署名委員を私のほうから指名させていただきたいと思えます。

委員と 委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。よろしくお願います。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思えます。

議事の 1 番目ですけれども、「紀の国森づくり基金活用事業に係る第 2 回公募事業の審議について」を議事といたします。

それでは、委員の皆さんに事前審査いただきました評点の結果につきましてご説明お願いいたします。

澤野課長

林業振興課長の澤野です。

評点結果につきまして、私のほうからその概要につきましてご説明をいたします。

お手元の資料 1 を御覧いただきたいと思います。

今回、本年度第 2 回目の公募によりまして 12 件、申請額約 2,240 万円の応募がございました。分野別で見えますと、「森とあそぶ・まなぶ」につきましては 5 件で約 350 万円、「森をつくる・まもる」は 6 件で約 1,430 万円、「森をいかす」は 4 件で約 450 万円となっております。

なお、件数は複数の方向性を含んだ事業があるため、応募件数とは一致してございません。

この応募のあった事業につきまして、去る 11 月 19 日までに委員の皆様方から事前審査をいただきまして、その結果を取りまとめてございます。

団体につきましてはそれぞれ審査を 4 項目、市町村につきましては 2 項目について審査をしていただきました。それぞれ団体の場合は 23 点、また市町村につきましては 9 点以上の

事業を今回の基金活用事業として適当とすることとなっております。  
させていただきます。

それでは、評点結果の詳細につきましては、担当班長の畑中より詳細を説明させていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

畑中班長

それでは、評点結果の説明とあわせて事業の選定要領についても説明いたします。

資料1の10ページの概略を御覧ください。

まず、応募のあった事業につきましては、県でその整合性について確認をして、整合性のあるもの、それとないものというふうに区別しております。今回すべての応募事業に整合性があると判断いたしまして、委員の皆様には評点シートの作成をお願いしてさせていただきます。

その評点シートをもとに事務局で「応募事業別評点結果」というものにまとめてさせていただきます。各委員の評点の平均点が、団体等の場合は23点以上、市町村の場合は9点以上の事業が適当としております。

ただし、適当とされておりましたも0点が1つでも付いている事業、または適当でないとなっておりますも特記事項に特に推薦する旨の記載がある事業につきましては、この委員会の方でご審議いただきまして、その結果、再評議を行うことになってさせていただきます。その場合には、この場で再評点をする事になってさせていただきます。

そして、県としましてはこの委員会での適否の決定を尊重しまして、最終、事業の採択を行うこととしてさせていただきます。

以上が選定要領の概略についてでございます。

この選定要領に基づきまして、今回事前審査いただいた結果を資料1として取りまとめてさせていただきます。

まず、資料1-1についてですけれども、これはすべての応募事業について、応募番号順に評点結果等を示したものでございます。それと、次の資料1-2ですけれども、これにつきましては団体等と市町村別に分けてさせていただきます。そして、その評点結果の高い順に並べた資料でございます。資料1-3ですけれども、これにつきましては応募事業ごとの評点結果でござい

ます。

それでは、今回の事前審査結果につきまして簡単にご説明いたします。

資料 1-2 を御覧いただきたいと思います。

これによりますと、団体等では網かけの応募番号 2 番の事業だけが評点 13.714 ということで、基準点を満たしておりません。それで、項目別でも 0 点と採点された委員が 3 人もおられました。また、特に推薦する旨の記載はされていませんでしたので、これにつきましては適当ではないということになります。

これ以外の事業につきましては、基準点以上となっております。また、ほとんどの事業につきまして特記事項として肯定的な意見や疑問点などがありましたので、それぞれ資料 1-3 「応募事業別評点結果」のほうに記載してございます。

続きまして、市町村分ですけれども、すべての事業が基準点以上となっております。また、ほとんどの事業とも特記事項にはさまざまな意見が記載されてございます。

以上のことから、選定要領に基づきますと、適当でない事業は応募番号 2 番、適当とする事業はそれ以外の 11 事業となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長

どうもありがとうございました。

今、事務局からご説明いただいたんですけれども、12 件のうちで 1 件不採用、残りの 11 件を採択すると、そういう結果になってるわけですが、委員の方々からご質問なりご意見なりありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

資料の 1-3 が各応募ごとに 1 番から 12 番まで、各委員の評点の内訳が出ていまして、それから特記事項は申請によっては幾つか複数書かれたりしておりまして、そここのところを御覧いただきたいと思います。

私が目についたのは、やはり不採択といえますか点数が満

たない2番の申請につきましては、特記事項にもいろいろご意見をいただいておりますけれども、特に目立つのはやはり予算のところは0点、2点が多いということで、特に0点がお二人いらっしゃるということで、ここに特に問題があるのかなと思います。

あとは、そのほかで私が少し目につきましたのは、例えば5番の申請ですね、5番の申請が平均点は25.85ですけども、15点の委員さんがお二人いらっしゃいます。特段、特記事項には書いていらっしゃらないんですけども、ややばらつきがあるのかなと思います。いかがでしょうか。

あと9番の申請ですね、これは市町村の申請ですけども、5点の委員さんがお一人いらっしゃるというのが目立つと思います。いかがでしょうか。

委員

この9番の件ですが、事業費のほとんどが苗木代なんですけどね。そして、本数で割ると52センチに1本植えるという形になっているわけです。〇〇方式がいろいろ言われていますが、海岸に近いところですし、これは枯れるのを前提にして植えるような感じ。実際に52センチで生育できるはずがないのに、こういう植え方が適当なのかどうか。

そして、苗木代が建設物価のほうから採用しているわけですが、それを種類別に県下の種苗生産組合で賄えるのかどうか。それであれば、多少波及効果もあるわけですが。これだけの種類の苗木が県下でそろえるのかどうか。私個人的に調べました。そうすると他府県の同じポット苗ですと、約6割ぐらいで入ります。そういう建設物価と、あとの精算書がちゃんと添付されて精算をし直しする方法をとらないことには、申し込んだ金額がそのままそちらへ流れていくという形になると、非常に我々も責任が重くなるという感じがします。その点が非常にこの9番については疑問を持っています。

議長

ほかの委員さんからこの件で何かありますか。  
事務局のほうからいかがですか、この件に関しまして。

澤野課長

この9番につきましては、今、委員のほうからお話ありましたように、〇〇方式ということで、こういう植栽の仕方をするということでもあります。ここの団体のやっている場所も、すべてこういうことです。

苗木の調達先が福祉施設。苗を育てていただいて、そこから購入するという形をとっております。したがって、価格算定につきましては、市販のメーカーでなく建設物価を調べて、それを当てはめているということでございます。

確かに〇〇方式が妥当かどうかというのはいささか疑問の余地はありますけれども、団体の意思としてこういう方式でやる。実際に全国でもやられている例がありますし、まあそれがどちらかという〇〇方式という形で全国に知れていることでもありますので、一概に否定をしていないということもあります。確かに苗木の本数はこれだけたくさんありますと、どうしても個々のものが安くてもこれだけの費用を占めてしまうということ。その中で、まだ始めてから1～2年のことですので——和歌山県です、これからこれがどう森林に成林していくかというのは正直言ってわからない状況でもあります。正直言いまして、提出された申請書類に虚偽がない限りはなかなかチェックは難しいかなというふうに当局のほうでは思っております。

なお、こういう方式の森づくりが妥当かということは、相手の団体と話し合いながらしているのも事実ですので、今のところ、我々としましてはなかなかその可否が断定しづらいというのが本音といえれば本音であります。

議長

いかがでしょうか。

委員

海岸の近くですので、塩害に強い苗木なのかどうかというところも検証されてない。その多品種だからということまでここで検討するというのは我々ではそれはできないわけで、それだけの能力は持ってないわけですね。そういう点で、ちょっと危惧しました。

澤野課長

塩害に至るかどうかというのは、植えられているのはほとんど照葉樹林です。ご存じのとおり、土地と塩害に対する対策を取らなければならないと思います。例えば、太地海岸等々で見られるように、スダジイ林とかは成林をしている。また現実そういう森林があるということがありますので、そういう事実からしますとなかなか一概に否定ができないということでございます。現実、大島とかまた太地、あのあたりでの森林というのは照葉樹林でシイとかカシとか、そういうのが中心になっております。少なくとも塩害対策なんかもちろんとしていけば、しかも植える際には多分、土壤改良していますので、ある一定の成長はあるかなと、このようには考えてございます。

議長

ほかの委員さんから何かありましたらお願いします。

今、委員のほうからいろいろ問題点をご指摘いただいたんですけども、全体としては一応皆さんの評価は、平均点としてはそこそこの点が入っていますので、採択という件に関しては認めるということによろしいでしょうか。その上で、ご指摘をいただいた点を事務局のほうでなるべく苗木代の問題とか、種類の問題とか、よく監督していただくということによろしいでしょうか。そういう条件をつけるということですね。

ほかの件でいかがでしょうか。

そうですね、2番の申請につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり予算の内容で0点をつけた方がお二人いらっしゃる。まあ具体的に特記事項も皆さんに書いていただいたとおりで、かなり予算の内訳が偏っているなということがあります。このままいきますと、不採択になります。いかがでしょうか。何とか救おうというようなご意見がもしありましたら、よろしくをお願いします。

森の育成ということが中身には書いてありますが、やはりそれが前面に出てないのかなというのが私の印象で、そのあたりもう少し申請全体の見直しが必要かなと私は個人的に思っていますが。いかがでしょうか。



では、もうこの件はこのまま不採択ということによろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

議長

はい。

そのほかの申請に関していかがでしょうか。

委員

聞き取りにも来ましたが、8番はこの表でいくと点数は満たしているのですが、まあ私の評価も一応点数は評価しているのですが、林業の企業がこの予算を使うことについて、いいということである場合、他の企業からも、じゃあこの予算をとということになってこないのかなと。全部、そうすると山につながってしまうので、ひとつその点が怖いなということ。

それと、自己の予算が0で企業が来ているというのが若干気になる点なのですが、その辺に関しては今後こういうふうな2例、3例と企業ばかりになるという可能性はないんですか。

議長

というようなご意見ですけども、いかがでしょうか。

委員

私、採択のほうですけども、今おっしゃるとおりですが、事業がまあ新規である、実験的にやると、そういうようなことで採択してもいいのかなと。次からこれが成功して次の企業が出てきても、これはもうそういうことにはならないと思いますね。新規にこういう事業をやるのだから、そういう試みに対して助成はしてもいいんじゃないかなと、まあこう思ってるんですけども。

委員

研究という意味。

委員

はい、そうそう。

議長

いかがでしょうか。

委員、いかがでしょうか、今の意見に関しては。

委員

まあ私も一応クリアの点はつけてるのであれなんですけど、ただ企業というのに自己投資が0というのが少し企業努力をしてほしいなというところがあったので。

議長

では、もしあれでしたら、この件に関しては採択として、今、委員からありましたように、実験的な試みなので、企業からの申請だけでも今回は認めるというような、何かそういうコメントを付けておいてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

[各委員、うなづく]

はい、ではその方向でこの件は採択ということにしたいと思います。

ほかの申請についていかがでしょうか。

委員

公募番号3番ですけども、これは前回にも同じような応募があって、実際に私も現場のほうに見学に行かせていただいたところだと思うのですが。

ここでちょっと引っかかってしていたのが、その特記事項の中にもありますように、県下の神社からの申し込みがあった場合どうなるかというのが私もちょうど引っかかりました。ある程度の大きな枝打ちとかいうのは基金を使ってされてもいいかなと思うのですが、その後の他のこととかというのはやっぱり地区のほうでずっとやっていっていただきたいと思います。県下の神社の、本当にあちこちから応募があった場合にどうなるのかなというので、多少点数を低くつけさせていただいております。

議長

いかがでしょうか。ほかの委員さんからご意見ありましたらお願いします。

委員

私もいつもその点疑問に思うのですが、ここで協議していただけたらいいのですが、維持管理費的な、そういうものについてはご自分の団体でやっていただくというのがいいんじゃないかな。だから、今おっしゃったように、初めてとか、物すごく荒廃しているところに改めて森林としての機能を持たすためにお金がかなり要るといようなことであればいいでしょうけども、そういう維持管理費的なものについては、これからご自分達でやっていただくのが一番いいのと違うのかな。今までも実はそういうふうに思っていたのですが、そこで協議していただけたらいいのですが、これを悪用とまでは言いませんけど、ちょっと範囲を広め過ぎているんじゃないかなという気がしています。

議長

神宮というのは、どうしても森の一部のことが多いので、私も非常にその点は悩むんですけども、事務局の見解はいかがでしょうか。

畑中班長

こういうケースにつきましては、今回これが初めてですので、委員ご指摘のように、あまり同じものがどんどん出てくるようであれば、今後検討していく必要があると思いますし。当然、今、委員ご指摘のとおり、維持管理とかそういうものが入っていれば、それは除外すると。新たに荒廃しているものがあればその地域で止めたいとか、そういうものにまずは限って。今後の申請状況を見ながら、そういう点も検討していきたいと思っています。

議長

よろしいでしょうか。

では、ほかの件で、もしありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、まとめさせていただきます。

まず、2番の申請に関しましては、今回は不採択ということにさせていただきます。

それから、残りの11件については採択ですけども、数字の若い順にいきますと、3番の申請につきましては、維持管理は除外するということですね。とりあえず、そういうことで事務局のほうで対応をお願いしたいと思います。

それから、8番につきましては、先ほど出ましたように、実験的なものであるということでコメントをつけて採択ということにしたいと思います。

それから、9番につきましては、いろいろ技術的な問題、それから単価の問題等ありますが、これも事務局のほうで対応していただくということにさせていただきたいと思います。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、ご審議ありがとうございました。

それでは、次の議事に行きたいと思います。

今回の紀の国森づくり基金活用事業の公募に関しまして総括的にご意見等ございましたらお願いできればと思いますけども、いかがでしょうか。

今後の検討課題等ありましたら、また議事2以降でございますので、そこでまたご意見をいただきたいと思いますんですけども、とりあえず今回の審査でお気づきの点等ございましたらよろしくお願いします。

そしたら、また次のところでもお気づきの点がありましたら、ご意見を出していただければと思います。

続きまして、議事の2ですね、平成21年度の予算関係について全体予算及び県が取り組む施策ということで、次の議題に移りたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

それでは続きまして、平成21年度紀の国森づくり基金活用事業の全体予算と県が取り組む施策についてご説明をいたします。

資料2の1ページを御覧いただきたいと思います。

「紀の国森づくり基金活用事業予算（案）内訳」というこ

畑中班長

とで、公募事業と平成 21 年度の県の取り組む施策についての内容でございます。

予算額の大枠ですけれども、公募事業と県が取り組む事業とに分かれておりまして、それぞれ公募事業が 1 億円、市町村計画事業 1 億円、それと県事業を 6,500 万円、合計 2 億 6,500 万円ということで、この合計額につきましては、来年度の徴収される税収見込額に合わせてございます。

まず、公募分についてですけれども、公募事業に関しましては、民間団体については、昨年と同様に NPO とかボランティア等の県民の方々から、条例の趣旨に沿った、3 つの方向性に沿った事業をご提案いただくということを考えてございます。また、市町村につきましても、同じく 3 つの方向性に沿った事業として、地域の方々との連携により県民の参画を得られるような事業、そういう事業を行っていただくということを考えて予算を組んでございます。公募分としまして、民間団体分が約 5,000 万、市町村分 5,000 万を想定しておりまして、合計 1 億ということでございます。

続きまして、県が取り組む施策についてですけれども、前回 7 月 24 日の第 1 回基金運営委員会でご審議、ご承認いただきました今後の活用方法に沿いまして森林整備を重点的に行っていくという今後の活用方法ですが、その方向性に沿いまして森林環境の保全整備と森林の公的管理推進も含めて市町村計画事業として、ここに予算として反映してございます。予算の大枠としましては、今年度までの公募分の市町村の分、約 8,000 万を市町村計画事業のほうにシフトした形となっております。

まず、この市町村計画事業の 1 億円についてですけれども、市町村計画というものにつきましては、市町村の管内の守らなければならない森林について、地域の意見等を踏まえて県と協議していただいて、荒廃森林の整備計画をするものでございまして、その計画に基づいて森林整備を行う場合、県が支援をするということを考えてございます。

そして、この市町村計画によりまして森林環境の保全整備として、例えば、具体的には水源地域の荒廃森林の整備ですとか、熊野古道周辺等の森林景観の整備の取り組みを支援し

ていきたいと思っております。この部分に約 6,500 万円を予定しております。

2 点目の森林の公的管理推進というところですが、これにつきましては、貴重な自然生態系を持つ森林とか、世界遺産周辺の森林の公有林化——トラスト運動を支援していきたいと思っております。予算額は 3,500 万円という予定でございます。合計 1 億円ということで、これで森林整備を重点的に進めていきたいと思っております。

なお、この市町村計画の推進に当たっては、今年度から施行された新法であります「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」という法律がございます。そういう法律に沿った市町村計画というものを策定していただきまして、その場合、国から市町村への法定交付金というものもありますけれども、それとタイアップした形で国費も有効活用してこの基金による支援も行っていきたいと考えております。

続きまして、県事業ですが、合計 6,500 万ですが、その 1 点目の県有森林公園の整備でございます。予算額は 1,550 万円でございます。これは今年度までもやっていますけれども、田辺市龍神村の護摩壇山森林公園内、その公園内の遊歩道の補修とか、案内看板等を設置するものでございます。これを引き続いて来年度もやっていきたいと思っております。

次に、2 点目の森林景観づくり 427 万 1,000 円です。これにつきましては、本県の気候風土の中で生きてきた「ふるさとの森」を健全な状態で引き継いでいく、そして森林の景観を守っていくことを目的にしております。それで、郷土樹種を加害する森林病虫害の防除とか、あと郷土樹の苗木を生産して、それらによって県民参加の森づくりというものに活用していきたいと思っております。

次に、3 点目の普及啓発でございます。1,207 万 2,000 円です。これも今までと同じように、森林の重要性とか、基金事業の広報活動を行っていきまして、県の広報紙ですとか広報番組、新聞広告、そういうもので PR していきたいと思っております。また、森林の重要性も盛り込んだパンフレットの作成とか、そういうものを編集した DVD ですね、映像とかをまとめたものを計画しております。そういうものをつくるこ

とによって森林に対する啓発に取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、4点目が緑育関係でございます。2,215万7,000円、これも今年度に引き続き、森林を守り育てて次世代に引き継いでいくことを目的にしまして、学校教育との連携によって小・中学生を対象とした森林学習などを推進していくものでございます。

具体的なメニューとしましては、まず森林体験学習とかを指導できる指導者の養成研修を行いまして、それと学習教材の制作とか、あと子供たちを対象にした森林学習。これも座学と体験と両方ありますけども、それらの事業。それとあと学遊林の整備等、それらを実施していく予定でございます。

次に、5点目ですけども、花粉症対策ということで300万円でございます。これも19年度から引き続き実施しているものでございまして、花粉症の発症と、乳幼児とその家族の生活環境の関連について調査していくものでございます。

これらの調査後は、データを分析しまして、発症の予防とか症状の軽減などの対策を検討していくこととしております。

次に、6点目ですけども、地すべり対策事業のうちの森林復元支援ということで300万円でございます。これも引き続き行っているものでして、田辺市本宮町の大日山の地域でございまして、そこで現地の土壌条件の改良ということを目指してございまして、客土を行うなどの基盤整備を行って住民活動を支援していきたいと思っております。

なお、この植樹につきましては、地元の小・中学校を初め地元の住民の方々が中心となった協議会というものがございまして、そこが取り組んでいくことになってございます。

まず、ここまでが今年度までと同じ事業でございまして、次の7点目が新規でございます。

森林被害調査ということで500万円でございます。これは森林所有者の林業経営意欲の減退の一要因となっておりますけども、ニホンジカによる被害というものがございまして、その森林被害が甚大でございまして、ニホンジカの造林地の森林被害調査とか、ニホンジカの生息密度調査というものを実施し、調整しまして、今後、総合的な防除方法等を検討してい

きたいと考えております。21年度におきましてこの調査を実施していきたいと思っております。

以上が県事業でございます、これらの予算については21年度分当初予算の策定と関係してございまして、この県の予算につきましても、来年の2月議会で予算が成立する予定ですので、まだこの数字につきましても確定していないということをご承知いただくようお願いしたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ということでご説明いただきましたけども、今の説明に關しましてご質問とかご意見とかありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

予定よりかなり順調に進行しておりますので、遠慮なくいろいろご意見をいただければと思います。

私からちょっと確認させていただきたいと思いますが、今ご説明ありましたけども、平成20年度から21年度の変更点は、1つ大きいのは公募分の8,000万円が県が取り組む施策の市町村計画事業にシフトしたということですね。8,000万円ですから、かなり大きな変更になると思いますが、これは公募の市町村分が移動したということで、ある意味ではそう大きくは変わってないというか、市町村事業という点では変わっていない。一般の公募分というのは同じですね。

それから、それ以外の、今ご説明いただいた7つの項目については、最後の7番目を除いては20年度と同じ、予算規模も同じような感じと思っております。

畑中班長

ほぼ同じでございます。

議長

ここにありますように、やっぱりいろんな側面について県として取り組むということになってはいますが、そのバランスとかなかなか難しいところもあると思いますが、とりあえず21年度の計画としてこのような配分をご提案なさって



いるわけです。いかがでしょうか。

委員                   この花粉症対策が初年度からありますが、成果というのが上がっているのですか。

議長                   事務局からよろしく申し上げます。

畑中班長               この調査につきましては、3カ年かけての調査ということで、その年度年度の中間報告的には資料はいただいておりますが、最終3カ年たって成果物という話になります。

委員                   はい、わかりました。

議長                   これは調査を行って、その結果をもとに対策を考えるという、そういう事業と考えてよろしいでしょうか。

                          要するに、今調査中ということで、その結果が出て、それを踏まえて、今ご質問あったような対策にいくということで、ちょっと時間がかかると考えたらよろしいでしょうかね。

                          もし途中で中間的なご報告とか進捗状況とか、そういうことがわかりましたら、また次の機会なり次の次ぐらいかもしれませんけども、ご報告いただければと思います。

澤野課長               はい、わかりました。中間的な報告をさせていただきます。

議長                   ほかはいかがですか。

委員                   21年度からの森林被害調査の件500万上がっていますが、これは農業環境保全室が担当されるのかと思いますけれども。

                          今までの被害調査というのは私らの森林組合等にもたくさん来るのですが、すぐ大阪とか東京のコンサルタントへ任せて、そこから資料が飛んできて、被害地があったところを丸印するとか、被害の状況はどうだとか、それで返信用の封筒

が1枚。かなりの金額を県は出していると思いますが、調査する側は大変なエネルギーと時間が必要なのに、よそへ持っていかれるのと違うかなという感じをいつも思ってるんですよ。ですから、県内の調査機関があれば県内の調査機関、そして市町村とか農協、森林組合とか、いろんなところに時間をかけて、調査の中身についても再度検討してやってもらいたいと思う。せつかくの金を有効に使えるような方法を考え出していきたいと思います。

議長

いかがでしょうか。事務局から何かありましたらお願いします。

澤野課長

このニホンジカの調査につきましては、今、委員のほうから過去のことの話もあって、こういう感じでされたかなと思います。

正直言います、この調査というのはまあそう十分ではないというのは事実です。その点は担当課も認めております。今回は、やはり充実した形でやっていかなければ、今言われましたように、非常にもったいない金の使い方になる。その辺は十分、委員の方のご提言を受けまして、担当課のほうと調整しながらやっていきたいなと思います。

議長

いかがでしょうか。この件でほかの委員さんから何かありましたら。

この会議でも毎回のように獣害の問題は話題に上ってまして、大変深刻な、大きな問題だと思いますので、何とか次の対策につながる調査結果が出るようなことをやっていただければと思います。

今この時点で、何かほかにもありましたらお願いします。

また後でお気づきの点でもありましたら、コメントしていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。まだ計画段階だと思いますので、ご遠慮なくご意見をお願いしたいと思います。

全体の予算規模は昨年とほぼ同じと考えてよろしいでしょうか。

それで思ったんですけど、この森づくり基金は昨年度から始まっていますよね。そうしますと、もう1年間は完全に半年前に終わっています。そうすると、そろそろこの事業に関するそういう県民の評価というのものも——パブリックコメントとかはなされているのでしたかね。そのあたり、いかがでしょうか。

畑中班長

この制度につきまして今年度中にアンケート調査を行って取りまとめていきたいというふうに思っています。

議長

今年度の事業として行うわけですね。

畑中班長

はい。

議長

是非そういう意見をお聞きして、それを次の計画に生かして行ってやっていく必要があると思います。

他いかがでしょうか。

委員

さっきの森林被害調査ということに戻るんですけど。

さっき　さんおっしゃったことですが、自分とこの我田引水というわけにいかないから多分言わなかったんだと思うけど、森林組合連合会へそういうのを委託して、そして傘下の森林組合にやっていただくと。それなら適当に費用も連合会から単位の森林組合へ費用を渡せると。また入念な、行き届いた調査ができるのと違うかなと、そう思うんですが、そういうことは考えられないのですか。

議長

いかがでしょうか。

澤野課長

実はこれ2つの側面ございまして、参考にはさせていただきます。

きたいと思います。

被害調査は、確かにこれは動かないものですから、今、委員言われた方法もあろうかなと思います。それで、確実に山や地域に行かれる。

委員

よくわかっているのだからな。

澤野課長

もう一つは生息密度の調査があるので、これはかなり専門的になってきます。実際お金かかるのはこっちのほうがお金かかる。といいますのは、ある程度プロットを決めまして、その中を定期的に回るという作業を繰り返しながら、そして最後には生息密度を推計していく。1頭1頭に番号をつけられたら一番簡単ですけど、そうはいきません。そういう意味で、かなり専門家の部分が必要かなとは思っています。

今ご提案のありました話は、先ほどと同じで、担当課のほうへ投げかけていきたいと思います。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

では、よろしくお願ひします。

その他いかがでしょうか。

委員

啓発についてですけど、もう去年のところは完成しているということで、前年度の予算を使ったところでの表示等はまだ十分な表示ができていうか、この予算でやったんだという、県民にわかるようなものをもう済んだところにはつけていって、ここに予算が使われているということをもう少し示していただきたいなど、それにも予算をつけてほしいかなと思います。

議長

では、事務局からお願いします。

森川主任

看板のお話だと思いますが、昨年の分と今日の審議の結果の二次公募の分も含めて、それが確定したときに、最後に全部一緒に発注して看板を立てていこうかなと思っています。

場所については、世界遺産の中なので立てられない場所であるとか、地権者がどうしても了解できないとか、既にその事業でもって表示してある看板があるという分については除外させてもらいまして、それ以外については一括で去年とまとめて今回発注してお渡ししたいなと思っています。

委員

5年なので、早くしてもらわないと、終わってからやったら何しておったかわからないということになる。

議長

世界遺産の中は無理なのですか。

森川主任

場所によっては、看板自体立てられない場所がございますので。

議長

看板そのものが立てられない。

森川主任

はい。

議長

そのかわり、何かほかの方法というのは考えられないですか。看板でないもの。(笑)何かこの事業のマークというか、何かそういうものをつくって……。私どもの医学の領域では「何とかリボン」というのがたくさんあるんですけども、何かそういうシンボルをつくって、それをかけるとかですね。文字でなければいいとか、そういうことはないですか。

澤野課長

実際に、古道周辺で看板等をやっている例もありますので、実は古道の世界遺産は道から両脇50メートルというのはコア

を守るためのバッファーになる。その部分は正直、もうほとんど手がつけられない。森林整備や景観整備はできますけども、そこに人工物を入れる、またこれは道もそのものも改修もできないという厳しい条件がついておりますので、なかなか正直非常に難しいかなとは思いますが。

しかし、今、議長言われましたように、どこかで、例えばパンフレットをつくったりしたときに何らかの形で、またそのほかの方法があれば検討はしてみたいなとは思いますが。

議長

自分の思いつきで言って申しわけないですけど、シンボルを公募するとかいうのもいいじゃないですか。それこそ結構注目を集めるかもしれませんね。ほかはよろしいでしょうか。いかがでしょうか。もしよろしいようでしたら、次の議事に移らせていただきたいと思います。

それでは、全体予算及び県が取り組む施策につきましては、適当ということよろしいでしょうか。

[各委員、うなづく]

議長

では、そのようにさせていただきます。

留意事項としましては、先ほど出ました花粉症の予算の件、それから被害調査の件ですね、それから今出ました啓発の表示、看板の件等々、事務局のほうでお考えいただければと思います。

それでは続きまして、議事の3番目「平成21年度紀の国森づくり基金活用事業の実施方法について」を議題としたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

森川主任

それでは、「紀の国森づくり基金活用事業の実施方法について」ということで、現行の実施要綱及び要領の改正案についてご説明させていただきます。

資料の3と資料の4については、現行の実施要綱・要領を

添付してございます。

それでは、ご説明させていただきます。

現在、この資料4の現行の実施要綱・要領によって実施しているところがございますけれども、本運営委員会、それから知事または県議会議員、県民等からのご意見や事業執行の観点から、こちらで検討させていただいたことにつきまして、別紙3に取りまとめてございます。

1ページ、2ページありますけれども、全部で12項目ございまして、この中で来年度から実施を計画しております、先ほどもご説明ありましたが、森林環境の保全整備や森林の公的管理推進の事業に関する要綱・要領の改正が1番と3番と4番と6番と8番でございます。

まず、森林環境の保全整備につきまして、現行の要綱・要領のままで「森をつくる・まもる」という形で実施できます。しかしながら、より重点的に取り組むという形の意味合いを持たすために、県が取り組む施策の中ということで、市町村計画事業を実施していくというふうな文言を入れていきたいと思っております。資料につきまして、「今後の対応」であるとかを今ご説明させていただいたのですが、その隣が新旧対照表になっておりまして、下線部につきまして文言が追加されたり削除されたりという部分になっております。

それで続きまして、森林の公的管理推進につきましては、現行の要綱・要領では、土地の購入を制限する事項がございます。これにつきましては、トラスト的な考えも含んでおりますので、市町村の計画、ご意見というのものもあるんですけども、「知事が特に認めた場合を除く」というふうな文言を入れまして、皆様のご意見をいただきながら要望のあった場所を選定していきたいと思っております。

このようなことで、先ほど1番、3番、4番、6番、8番につきまして、文言の訂正がございます。

それから戻りますけれども、2番でございます。

「森とあそぶ」という表現についてはどうかというふうなご意見がございました。私たちは森と遊ぶのみではないと考えておりまして、遊びの中で森について学んでもらおうということを用意しておりますので、実施要綱の区分を、森を舞

台にした「あそびの」場の提供という部分について「あそび・まなぶ」というふうな文言に変えていきたいと思っております。

次に5番でございますけども、当事業の公募に係る賃金がありますが、それについて適正なルールをつくるべきであると考えております。申請団体の会員の作業に係る労賃まで対象とすべきなのかとか、事業費の賃金に占める割合が非常に高いというご意見がございました。これについて、こちら側としましては、「申請団体会員以外の補助作業員」というものに限定して賃金を支払う形にしたいと思っております。だから、申請してくる団体の構成員については、賃金は払えないという形にしてはどうかと思っております。

次に、7番でございます。

7番につきましては、植林の種類に関する基準や交付条件の内容について明確にしたいと思っております。これについては、本年度事業で条件つき採択ということで条件を付けさせていただいたものの中で、「植栽樹種はできる限りその地域に自生する樹種とすること」という条件を付けさせてもらっております。これにつきましても、できる限りというふうなことで、ちょっとあいまいなところがございますので、その辺は明確に、占める割合は何パーセントがいいのかという質問がたくさんございました。

あと苗木の単価につきましては、現行は1万円を上限としております。これにつきましては、1万円とした理由については、記念植樹用に多少大きな木も必要があるんじゃないかという考え方もございまして、1万円以下の木なら大丈夫ですということだったのですが。申請者のほうは、1万円までだったらいいということで、高い木を何十本、何百本という申請が出てくるものもございまして。これにつきましては我々としましては、先ほどの自生樹種の占める割合は、約80%は自生樹種で整備してください。それから単価については、記念植樹用は1万円にします。でも、それ以外は2,000円を上限として行っていきたい。2,000円であれば約1メートル程度の苗木であれば十分買えると思っておりますので、その辺を考慮してそうしたいと思っております。



次に、8番でございます。

これは本来、事業の趣旨である森林整備の場合には補助限度額を上げて事業を実施してはどうかというご意見がございました。来年度から森林整備のほうに重点を置いていくという分野の中で、補助の限度額を上げたかどうかということでのお話でございます。これにつきましては、現在、市町村計画を計画している段階でございます、今後調整をしたいと考えております。今のところ、上限は2,000万円までなんじゃないかなという考えをしております。まだちょっと検討中でございます。

それから、公募の市町村分につきまして、現行の補助限度額では、「市町村が実施する場合及び県又は市町村を含む団体が実施する場合は、10,000千円とする。」となっております、この1,000万円の前に「1件あたり」というふうなことで、1事業あたり1,000万円という文言にしていきたいと思っております。

次に、9番でございます。

「県又は市町村を含む団体」が実施する場合は、1,000万円を補助限度額としております。先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたが、県または市町村を含む団体というものにつきまして、こちらでは県とか市町村、地元ボランティアであるとか地元の住民の方々が一緒になって、実行委員会などを設けて実施することを想定していますが、その団体の信頼性や事業遂行能力というものを明確化したいと思っております。これについては市町村が必ずちゃんと入っているんだ、県がちゃんと入っているんだというような証明をもらおうと思っております。これにつきましては、確認書という形で様式をつくって明確にしていきたいと思っております。

10番でございます。

公募事業において市町村計画へのご指摘が本委員会からございました。事業選定の審議の際に、市町村計画につきましても、他の民間団体と同じく「公益性」及び「計画の実現性」についても審議いただきますよう選定要領の改正をしたいと思っております。これで市町村につきましての全項目を審議するということとなります。

次に、11番でございます。

申請書の「団体等概要書」及び「会員名簿」に關しまして、これにつきましては個人情報取り扱いということで、県としては収集した個人情報を適切に管理しますということを様式に記載したいと思っております。今のところ、記載は入っておりません。

最後に、12番でございます。

これにつきましては、補助金交付申請書の提出期限につきましては「別に定める」というふうに書いていますが、監査のほうから、明確に日を入れなさいと言われております。これにつきましては、「採択決定通知受理後速やかに提出するものとする」ということに文言を変えたいと思っております。

簡単にではございますが、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局からご説明いただいたわけですが、ご意見とかご質問がありましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

委員

4番の「土地等の購入に要する経費（市町村が取り組む森林の公的管理推進について、知事が特に認めた場合を除く）」ということと、もう一個8番の「1件あたり10,000千円とする」ということに変えるんですけども、これはさっきおっしゃった1市町村は2件限度にしようかなというようなことを適用するわけですか。

というのは私質問しているのは、1,000万円を5つも6つも出してこられたら、それはちょっとということになるから、これを1件は1,000万円限度だけど、それを申請してくるのは何件と決める必要があるのでは、例えば市町村は3件までとか2件までとか決める必要ないのかなと、こう思うんですけど。その2点を。

議長

では、事務局のほうから申し上げます。

森川主任

最後のほうですが、「1件あたり」のほうでご説明させていただきます。

今年まではその何件当たりという文言がなかったものから、非常に不明確な状態に今なっています。市町村としましては、1件当たりなのか1市町村当たりなのかというのが不明確だったものですから、我々の指導としては2,000万円というふうな口頭のお話であったものですから、できればそれを明確にしたいということで、こうさせてもらいました。

委員さんおっしゃるように、1件当たり1,000万円で2件までというふうな細かい内容に、逆に私どもも思っているのですが、やっぱりそう明確に書いたほうがよろしいですか。

委員

そうでないと、今言ったように5件も6件も出してこられたらどうかなと。それだったら元の木阿弥になる。初めもかなり大きい金額で認めたけども、ちょっとおかしいということで、こういう縛りをつくったわけですね。だから、どのぐらいがいいかということとはわかりませんが、過去に縛りをした経緯からいって、やはり1市町村最大補助金額が2,000万円とか3,000万円とするか、総枠でくくつとかないと、極端なことを言ったら10件出てきたら10件認めるのかということになる。やっぱりこれはちょっと総枠で1市町村2件までとか3件までとか、どのぐらいの金額が適当かわかりませんが、皆さんにご審議をしてもらって決めたほうがいいのではないかなと思います。

議長

県全体でとにかく1年度当たり5,000万円ですよ、市町村の公募分で。そうすると、ある市町村で1件2,000万円も使うとかなりそれだけでもバランスが悪くなりますから今まで2,000万円で来ているわけですね。

森川主任

そうです。一応この要綱には1,000万円としか書いてないですけども、それを啓発事業で1,000万円、森林の整備で1,000万円というふうな、我々の事務連絡みたいなものもあったり

しながら、一応限度は 2,000 万円だと思っていますけども、その辺があやふやになってくるんです。だから、今のお考えでしたら、当初の 2,000 万円を限度額にして、1 件 1,000 万円で 2 件までというふうな形がベストじゃないかなと思っています。

来年からは 5,000 万円の枠でやっていただきますが、基本的には森林整備に力を入れていただきたいと我々は思っておりますので、そういう普及啓発的な事業につきましては、1,000 万円とか 2,000 万円という大きな額は出てこないだろうという想定もしております。だから、できる限り森林整備のほうにシフトしていきたいというような形で限度を 1,000 万円の 2 件という形にさせていただければ非常にうれしいかなと思っています。

議長

いかがでしょうか。

委員

逆に、2 件とすると 2 件出してこないかなというのがあって、件数を書いていなかったら 1 件しか出さなかったところを、2 件までいけるのだったら 2 件出せというふうな——どうですか。

議長

過去 2 年間では 2,000 万認めた例がありましたかね。2,000 万超えた例はありますか。

森川主任

2,000 万円を超えた事例はございません。

議長

ないですね。

森川主任

マックス 2,000 万円を出してきたところございます。ただ、2,000 万円だったら 2,000 万円ぎりぎりまで持ってくる市町村もありますけども、そうじゃない市町村もちゃんとございま

すので、必要な経費の分だけ申請していただければと思って  
おります。

議長

確かに今、委員が言われたように、私も直感的にそう  
思ったのですが、「2件まで」と書くと、ああ2件までい  
いんだとかえって思われる可能性があるのでは、ないほうが  
いいかなとも私個人的には思ったのですが。こう書いておけば  
大体、市町村はそれで1件までだというふうに思われるのか  
など。もし質問があれば、口頭で原則1件までですという形  
で。よっぽど理由があれば2件ということもあり得るとい  
うような、そういうことでいかがでしょうか。

委員

それでいいと思います。1市町村1,000万限度、あればま  
た次の年という形で。継続性を持たさないといけないのじゃ  
ないかと思います。だから、今までのこの19、20でやった中  
で、それがちゃんと継続されているかどうかという検証をも  
っとしないことには、せっきくの予算が消えてしまったとい  
う形にならないように、今後十分注意してやらないことには。  
せっきくの県民の皆さんからの基金ですので、そこらが有効  
に利用されているかどうか、これから勝負どころじゃない  
かと思います。

議長

それでは、「1件まで」と書くのもなんですので、大体原則  
1件ということで、文字にはしないけども、そういうことだ  
ということはいかがでしょうか

委員

私、議長さんの、文字にしないということはちょっとわか  
りかねますけど。文字にしないと、こういうことじゃないか  
という解釈を持ってこられたら、なかなかいや違いますとこ  
れどこに書いているかと、こう言われたときにね。だから、  
やっぱりそれはきっちり文字としておかないと私はいかんと  
思うのと。

もう一個、今の議論で、1市町村が何件でも1,000万円ま

でいいのか。ところが、1件出したら、次の1件300万出したらそれで1件で終わりか、そこらあたりもやっぱり考えておかないと、300万の事業を3つ出してきたら900万、それも1,000万円以内やったら認めますよというのか、いわゆる1件だけしか認めません、それも限度は1,000万円ですよといった場合と言葉が違うと思うんで、そこらあたりも事務局で一遍検討しておいてもらわないといけないのと違いますか。

議長

例えば、原則1件1,000万円までとするとか、そういう表現でいかがでしょうかね。ちょっとご検討いただければと思います。何か今ご意見ありましたらお願いします。

森川主任

そうしましたら、ちょっとこちらのほうで検討させていただきたいのと、何件出てきても一応1市町村1,000万円というふうな枠にしておこうかなと、ただ原則という形でしたいなと思っております。というのは、都市部の市町村に関しましてはたくさん税金払っていただいている中で、自分たちの所は1,000万だけかというような話も出てくるかもわからないので、ちょっとその辺も考慮しながら少し考えさせていただいて、またお示しできればなと思っております。

谷関局長

計画の作りようで、いろんな側面を持った案件があるという話が、最初の12件の審査のときにもありましたけども、計画の作りようでセットにして1つだというやり方もあるし、それは何件で縛っていくと非常に議論もまたややこしくなるので、総額幾らまでという縛りはあったほうがいいかなと、今個人的には思っております。

委員

だから、それは今までの経験を生かして、事務局で一遍考えてもらったらいと思います。

議長

では、この件は再度ご検討をいただいて、またご連絡をお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

委員

さっき言った、知事が認めた場合というのは、これは具体的に言ったらどういう感じですか。

議長

いかがですか。

森川主任

一応トラストの絡みが出てくるのですが、土地を購入することについて、支援しようというふうに思っておりますので、今の現状の要綱では買えないという形になっております。今後、土地を購入する場合には、一般の公募の団体については、土地の購入というのはやめてくださいねという実施要綱になっているのですが、市町村が取り組む森林の公的管理推進については、特に認めた場合を除き認めてあげるよというふうな文言に変えていきたいなと思っております。

一応、知事が認めた場合というのは、例えば、たくさんの要望が出てくる中で、そこが非常に大事な場所であるということやこの運営委員会であるとか、別の場面とかということや皆さんのご意見を聞きながら場所を選定していきたいと思っておりますけれども、その選ばれた場所について知事と県の中で対策をして、知事が特に認めるものという形で出していきたいと思っております。

委員

それだったら、知事が特に認めた場合と違うのかな。場合を除くということを書いているのでね、どういう意味なのかなど。

畑中班長

すみません。これちょっと文言の整理が必要でございます。要綱の別表のところに、今も土地の購入費というのがあって、そこが知事が特に認める場合はこの限りでないということで、特別に認めた場合は今も土地の購入についてはいけるという読みになっているのですが、その土地の購入に要する経費の説明書きとして、その括弧書きに今回のテーマである公的管理推進と、ここに位置づけたエリアに該当するものにつ





委員	そしたら、今言われた要綱はどこへ書いてある。
森川主任	8 ページです。
澤野課長	8 ページの表の下に、次の経費は補助の対象外とすると。それで、土地等の購入に要する経費というのが……
委員	対象外だな。
澤野課長	対象外になっていますよ。ただし、ということでこの括弧をつけ加えたと。
下林部長	元の状態でよかったんじゃないのか。ただし、知事が特に認める場合はこの限りではないと言ったら、買えるということだろ。さわる必要がなかったのと違うのか。(笑)
委員	まあ、一遍検討してみてください。(笑)
事務局	はい、わかりました。
議長	要するに、土地等の購入に要する経費も認める場合があるということを積極的にお知らせするにはどうしたらいいかということですね。(笑) では、さらにご検討をよろしくお願いします。 ほかよろしいでしょうか。賃金のところとか、よろしいでしょうか。あと苗木の上限とか。 ご意見ありませんでしょうか。 よろしいでしょうか。
岡田総括課長補佐	1 点よろしいですか。
議長	はい。

すみません。林業振興課の岡田といたしますが。

この表をつくる時にアイデアを出せばよかったのですが、昨日これ説明を受けていて思いついたので個人的な意見を述べさせていただきます。

今、この委員会の委員の皆さんに申請書類を審査していただいている部分について、それぞれの委員の皆さんには全項目について審査していただいています。

ところが、この委員さんをお願いするシステムを見てみますと、それぞれの専門分野に期待して選ばせていただいているようなんですよ。そうであるならば、これの審査についてそれぞれの専門項目をつくって、例えば森林組合の委員さんであれば森づくりという部分について審査していただくし、父兄代表の委員の方には子供と遊ぶとかという部分について審査していただくし、木材についてはそれなりの委員の方に審査していただくという、何かそんな形をとるほうが委員の方の専門性というのが非常に生かされるのではないかなと思います。

そういうことで、ちょっとその辺の審査のやり方について少し見直しをしていただいたほうがいいのではないかなとちょっと感じました。

それと、もう1点ですけども、委員の皆さんにはこれの採択・不採択を決めていただいています。採択し、それがきちんと実施できたかどうかという、そういった最後の評価の部分がある程度しっかり見ていただくことも大事ではないかなと。

去年の分についても現地を見に行っていたというふうなことはありますけども、審査のときに委員のそれぞれの皆さんが、私はこれが気になるとか、これを期待するとかと、そういった部分をあらかじめ選んでいただいて、これについて結果を見に行きたいとか、作業の経過、途中を見に行きたいとか、そんな形をとっていただくほうがよいのではないかなと、また次の審査のときにその経験が生きてくるのではないかなと、ちょっとそういったことを感じました。できればその辺について少しご審議いただければありがたいなと、そういうふうにご考えております。

議長

よろしく申し上げます。

というようなご提案をいただいたわけですが、委員さんのほうからご意見がありましたらお願いします。

委員

今、岡田君の意見なんだけど、県民の皆さんから2億6,000万の予算をもらって、この委員会で自信を持って検討できる部分と、わかりにくいものまで評価しなければならないという部分とがあります。だから、事業が成功すればよいが、しなかった場合の責任というのを感じながらやっています。

前にも提案させてもらったんだけど、県のほうでこの予算で、紀南、紀中、紀北に分けてでも囑託の職員さんを採用してもらって、その人にちゃんとずっと年間通じて回ってもらって、どのような成果が上がっているかというのを見てもらうような人をつくってもらうほうが、いわゆる事業は1年で頓挫したとか、2年目は自分らの費用をかけて継続してやっていますとかいう調査をやってほしい。委員だけでは、なかなか時間もなくて難しいと思う。

岡田総括課長補佐

実施については、きょうは振興局からも来ていますけども、それぞれの振興局の職員が現場へきっちりついて指導もしながらやっているんです。

委員

2年後も、3年後もやってくれているわけ。

岡田総括課長補佐

終わった後の経過は、そこまでは。

委員

だから後の問題をちゃんと見て回って、あそこはせっかくやったけど、今ほっといたらまたつぶれてしまうよというんだったら、予算でこのそれが成功するような方法を考えるとかね、そういうことをしてもらわなかったら、その2億6,000万の金が生きてこないんじゃないかと、その心配をしている。私としてはこの基金の問題が5年間で終わるんじゃなく、さらに継続してもらいたいので、何としても成功してもらい

たい、そういう希望を持っています。

岡田総括課長補佐

2年後、3年後の評価というか、調査はちょっと事務局で考えたほうがいいかなと思います。

議長

そのほかいかがでしょうか。

委員

今、岡田さんの言うような審査の仕方をするのであれば、もう一回委員を選定し直してもらわないと多分無理だと思いますね。

それと、私からこんなことを言うのはなんですが、各委員は専門分野以外の案件についても、各委員は責任持って、良心に恥じないような審査をさせていただいていると、こういうことですので、それを専門的見地から見るほうがいいんだというのであれば、ちょっと矛盾する話だから、要綱を変えて審査委員をもう一遍選定替えをしないと無理だと思いますね。それも一つの考え方だと思いますけども。私なんかは特別専門がないんだから。

岡田総括課長補佐

いや、何か経済性から見るとか、公共的かどうかという部分から見るとか、それぞれの委員の皆さんの専門性を出していただければ。

委員

だからね、それはそれでそういう選び方をしていると思うんですよ。その方面で専門的なご意見は専門的なご意見で聞いているし、専門外の分野でもそれぞれの委員の判断の上で審査している。そういう専門性を出して審査するのであれば、根本的に考え方を見直す必要があるのではないかと思いますけどな。

議長

2カ年やってきて、いろんな面で、特に審査のやり方とか、それから事業の評価ですね、そのあたりは大変重要な問題だと思いますので、なかなかすぐにこれというアイデアは浮か

ばないかもしれないんですけども。

やはり私が一番専門から遠いなと思いながら審査していますので、正直言って苗木の値段とか賃金のことよくわかりませんし、どっちかというところかなり特殊なところの立場から、見ているんですけど。私はやはりどっちかというところ、特に和歌山市民のように、森から遠いような人がもっともっと関心を持つ、そういう機会というのはとても大事だと思っていて、そういう観点も必要だと思いながら審査しています。

ですから、今のご提案は、ある程度いいなというふうに私は受けとめているんですけども。具体的にどうやるかというのは、なかなか難しいかもしれないなという気がしています。

いかがでしょうか、ほかの委員さん。何かこの際ご意見ありましたらお願いします。

下林部長

その件に関して、

いろんな意見を申し出をさせていただいているんですけども、私自身今回2年目ということで、最初から皆様方にこの運営委員会をいろんな角度から、和歌山県の今回の森づくり基金をいかにうまく活用するか。いろんな角度から、当然専門性というものは必要になりますけど、そうじゃなくてまた違った角度から見ていくというのも一つの見方でもありますし。

そういう中で、いわゆる多面的、対極的な見地から含めて、委員さん個人の持ってられる能力と言ったら言葉悪いんですけども、その部分をやはりすべて発揮をして検討いただくということでお願いをいたしております。

そういう中で、これはもうご検討いただいてきたわけでございまして、今後ともその線に沿ってお願いをしたいと。当然そういう立場は違いますが、立場が違うことがやはり総合評価をしていく上においていい答えになるのかなど。変に偏りますと、答えは若干偏在をしていくのかなということもございますので、引き続きというんですかね、今ここでメンバーさんを入れかえてやるというのではなく、私としては引き続き5年間という中でですね、ひとつご協力をいただきたいと、こう思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いします。

それでは、ちょっと時間のこともありますので、この議事に関しましては、先ほど出ました、市町村1件当たり1,000万円という問題、それから知事が特に認めた場合を除くという表現の問題ですね、このあたりのことにつきましては引き続き調整していただくということで、ほかは大筋で適当ということよろしいでしょうか。

[各委員、うなずく]

議長

はい、そのようにさせていただきます。

それでは、その他事務局からありましたらお願いします。

原尻副課長

それでは、その他としまして1点、第3回の運営委員会の日程をご検討よろしくお願いします。

<各委員 日程調整>

原尻副課長

委員、どうもありがとうございました。委員の皆様にも長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。

本日の議事の内容につきましては、追って事務局にて議事録に取りまとめまして、前回同様、各委員にご発言の内容を確認いただいた後、冒頭、議長から議事録署名委員としてご指名いただきました委員、それから委員に署名・捺印をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、皆様お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉 会 14時52分